

大阪広域環境施設組合公平委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求及び審査の手続等に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求及び審査の手続等に関する規則（平成27年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務条件に関する措置の要求の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の書面（以下「要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、要求を行う職員（職員団体を通じて要求を行う場合には、その職員団体の代表者とする。以下「要求者」という。）が<u>記名</u>して、正副各1通を記録その他の適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p>	<p>(勤務条件に関する措置の要求の手続)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 前項の書面（以下「要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、要求を行う職員（職員団体を通じて要求を行う場合には、その職員団体の代表者とする。以下「要求者」という。）が<u>記名押印</u>して、正副各1通を記録その他の適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p>
<p>(審査の打切)</p> <p>第8条 公平委員会は、次の各号に掲げる場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p><u>(4) 要求者が審査を継続する意思を放したと認められる場合</u></p> <p><u>2 公平委員会は、前項の規定（要求者の死亡の場合を除く。）に基づき審査を打ち切ったときは、書面により要求者及び必要が</u></p>	<p>(審査の打切)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>あると認めるときは当局に、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 要求は、要求者の死亡又は前項の通知により終了する。</u></p> <p>(判定)</p> <p>第9条 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに、判定を行い、これを書面に作成して、要求者及び必要があると<u>認めるときは当局に、送付しなければならない。</u>この場合において、要求者には、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するものとする。</p>	<p>[新設]</p> <p>(判定)</p> <p>第9条 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに、判定を行い、これを書面に作成して、要求者及び必要があると<u>認めるときは、当局に送付しなければならない。</u>この場合において、要求者には、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するものとする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。